

2020 年 10 月 23 日

MCUBS MidCity投資法人と日本リテールファンド投資法人の間の吸収合併に係る
投資信託及び投資法人に関する法律第149条第1項に規定する書類の記載事項の変更(2)

東京都千代田区丸の内二丁目7番3号
MCUBS MidCity 投資法人
執行役員 土屋 勝裕

MCUBS MidCity投資法人（以下「MMI」といいます。）が、日本リテールファンド投資法人（以下「JRF」といい、MMIと併せて「両投資法人」といいます。）との合併につき備え置く、2020年10月7日付「MCUBS MidCity投資法人と日本リテールファンド投資法人の間の吸収合併に係る投資信託及び投資法人に関する法律第149条第1項に規定する書類」（以下「事前備置書面」といいます。）について、以下の事項に変更が生じたので、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）第149条第1項並びに投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含みます。）第193条第1項第5号の定めに基づき、変更後の当該事項を記載した書面（以下「本書面」といいます。）を備え置くことといたします。

なお、下線は変更箇所を示すものとし、特に断らない限り、事前備置書面で定義された用語は、本書においても同一の意味を有するものとします。

<変更前>

2. 投信法施行規則第193条第1項第1号から第3号に掲げる事項の内容の概要

(1) 合併対価の相当性に関する事項（投信法施行規則第193条第1項第1号）

(i) 吸収合併に際して交付する合併対価の総計、吸収合併存続法人が吸収合併に際して吸収合併消滅法人の投資主に対して交付するその投資口に代わる吸収合併存続法人の投資口の口数又はその口数の算定方法及び吸収合併消滅法人の投資主に対する吸収合併存続法人の投資口の割当てに関する事項についての定め相当性に関する事項

① MMIの投資口1口に割り当てられるJRFの投資口の口数又は金銭の額

	JRF (吸収合併存続法人)	MMI (吸収合併消滅法人)
本合併に係る 割当ての内容	1	1
		(ご参考) 本投資口分割考慮前 0.5

(注1) 本合併により発行する JRF の新投資口数（JRF の本投資口分割（注2で定義します。）考慮後の投資口数）：1,784,125 口

(注2) JRF は、2021 年 2 月 28 日を分割の基準日、2021 年 3 月 1 日を効力発生日として、投資口 1 口につき 2 口の割合による投資口の分割（以下「本投資口分割」といいます。）を予定しており、上記合併比率及び JRF が割当交付する新投資口数は、本投資口分割の効力発生を前提としております。本投資口分割考慮前の合併比率により MMI 投資口 1 口に対して JRF の投資口 0.5 口を割り当てる場合には、交付される JRF の投資口の口数が 1 口未満となる MMI の投資主が多数生じることとなります。そのため、本合併後も、MMI の投資主が JRF の投資口を継続して保有することを可能とするべく、MMI の全ての投資主に対し 1 口以上の JRF の投資口を交付することを目的として、MMI の投資主に対する割当てに先立ち、JRF の投資口 1 口につき 2 口の割合による投資口の分割を行い、MMI の投資口 1 口に対して、かかる投資口分割後の JRF の投資口 1 口を割当交付します。

(注3) JRF は上記の投資口の他に、本合併の効力発生日の前日に終了する MMI の最終期の営業期間に係る金銭の分配の代わり金として、MMI の分配可能利益に基づき MMI の投資主（本合併の効力発生日の前日の MMI の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主（JRF、MMI 及び投信法第 149 条の 3 の規定に基づきその有する投資口の買取りを請求した MMI の投資主（当該買取請求を撤回した投資主を除きます。）を除き、以下「割当対象投資主」といいます。））に対して同営業期間の金銭の分配額見合いの合併交付金（本合併の効力発生日の前日における MMI の分配可能利益の額を本合併の効力発生日の前日における MMI の発行済投資口の総口数から割当対象投資主以外の投資主が保有する投資口数を控除した口数で除した金額（1 円未満切捨て））を、効力発生日から合理的な期間内に支払う予定です。

なお、MMI は、本合併契約が両投資法人の各投資主総会で承認されることを条件として第 29 期営業期間を現行の 2020 年 7 月 1 日から 2020 年 12 月末日までから 2020 年 7 月 1 日から 2021 年 2 月末日までに変更する旨の規約変更に係る議案を 2020 年 10 月 22 日開催予定の投資主総会に提出する予定です。当該規約変更に係る議案が投資主総会において承認された場合には、MMI における本合併の効力発生前の最終期の営業期間は第 29 期営業期間である 2020 年 7 月 1 日から 2021 年 2 月 28 日の 8 か月となり、2020 年 12 月 31 日を基準日とする金銭の分配は行われません（上記のとおり、同営業期間の金銭の分配額見合いの合併交付金が支払われます。）。

（中略）

(2) 合併対価について参考となるべき事項（投信法施行規則第193条第1項第2号）

(i) 吸収合併存続法人の規約の定め

別紙 2 記載のとおりです。なお、別紙 1 の合併契約書に記載のとおり、JRF は投資主総会を開催して、本合併の効力発生を停止条件として、本合併の効力発生日付で規約を別紙 1 の合併契約書別紙 7.1（甲の規約変更案）のとおり変更する旨の議案につき承認を求めることとされています。

<変更後>

2. 投信法施行規則第193条第1項第1号から第3号に掲げる事項の内容の概要

(1) 合併対価の相当性に関する事項（投信法施行規則第193条第1項第1号）

- (i) 吸収合併に際して交付する合併対価の総計、吸収合併存続法人が吸収合併に際して吸収合併消滅法人の投資主に対して交付するその投資口に代わる吸収合併存続法人の投資口の口数又はその口数の算定方法及び吸収合併消滅法人の投資主に対する吸収合併存続法人の投資口の割当てに関する事項についての定め相当性に関する事項

① MMIの投資口1口に割り当てられるJRFの投資口の口数又は金銭の額

	JRF (吸収合併存続法人)	MMI (吸収合併消滅法人)
本合併に係る 割当ての内容	1	1
		(ご参考) 本投資口分割考慮前 0.5

(注1) 本合併により発行する JRF の新投資口数 (JRF の本投資口分割 (注2で定義します。) 考慮後の投資口数) : 1,784,125 口

(注2) JRF は、2021 年 2 月 28 日を分割の基準日、2021 年 3 月 1 日を効力発生日として、投資口 1 口につき 2 口の割合による投資口の分割 (以下「本投資口分割」といいます。) を予定しており、上記合併比率及び JRF が割当交付する新投資口数は、本投資口分割の効力発生を前提としております。本投資口分割考慮前の合併比率により MMI 投資口 1 口に対して JRF の投資口 0.5 口を割り当てる場合には、交付される JRF の投資口の口数が 1 口未満となる MMI の投資主が多数生じることとなります。そのため、本合併後も、MMI の投資主が JRF の投資口を継続して保有することを可能とするべく、MMI の全ての投資主に対し 1 口以上の JRF の投資口を交付することを目的として、MMI の投資主に対する割当てに先立ち、JRF の投資口 1 口につき 2 口の割合による投資口の分割を行い、MMI の投資口 1 口に対して、かかる投資口分割後の JRF の投資口 1 口を割当交付します。

(注3) JRF は上記の投資口の他に、本合併の効力発生日の前日に終了する MMI の最終期の営業期間に係る金銭の分配の代わり金として、MMI の分配可能利益に基づき MMI の投資主 (本合併の効力発生日の前日の MMI の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主 (JRF、MMI 及び投信法第 149 条の 3 の規定に基づきその有する投資口の買取りを請求した MMI の投資主 (当該買取請求を撤回した投資主を除きます。)) を除き、以下「割当対象投資主」といいます。)) に対して同営業期間の金銭の分配額見合いの合併交付金 (本合併の効力発生日の前日における MMI の分配可能利益の額を本合併の効力発生日の前日における MMI の発行済投資口の総口数から割当対象投資主以外の投資主が保有する投資口数を控除した口数で除した金額 (1 円未満切捨て)) を、効力発生日から合理的な期間内に支払う予定です。

なお、MMI は、本合併契約が両投資法人の各投資主総会で承認されることを条件として第 29 期営業期間を現行の 2020 年 7 月 1 日から 2020 年 12 月末日までから 2020 年 7 月 1 日から 2021 年 2 月末日までに変更する旨の規約変更に係る議案を 2020 年 10 月 22 日開催の投資主総会に提出し、当該規約変更に係る議案は投資主総会において承認されました。また、当該投資主総会及び 2020 年 10 月 23 日開催の JRF の投資主総会において本合併契約が承認され、当該規約変更に係る条件が成就したことから、MMI における本合併の効力発生前の最終期の営業期間は第 29 期営業期間である 2020 年 7 月 1 日から 2021 年 2 月 28 日の 8 か月となり、2020 年 12 月 31 日を基準日とする金銭の分配は行われません（上記のとおり、同営業期間の金銭の分配額見合いの合併交付金が支払われます。）。

（中略）

（2） 合併対価について参考となるべき事項（投信法施行規則第193条第1項第2号）

（i）吸収合併存続法人の規約の定め

別紙 2 記載のとおりです。なお、JRFは2020年10月23日に投資主総会を開催し、本合併の効力発生を停止条件として、本合併の効力発生日付で規約を別紙 1 の合併契約書別紙 7.1（甲の規約変更案）のとおり変更する旨の議案につき承認を求め、当該議案は承認されました。

以上